

導入促進基本計画（三田市）

1 先端設備等の導入の促進の目標

（1）地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

[人口の推移、人口構造について]

昭和 33 年の市制施行時に約 32,000 人であった本市の人口は、ニュータウン開発によって昭和 62 年から平成 8 年まで 10 年連続で人口増加率日本一を記録し、平成 12 年には人口 11 万人に達したが、平成 23 年に減少に転じ、令和 5 年 4 月末現在では 107,730 人となっている。また、少子・高齢化が急激に進展し、年少人口の割合は約 12.4%、高齢者人口の割合は約 28.3%となっている。なお、令和 7 年度には高齢者人口の割合が 30.5%となることが見込まれ、生産年齢人口の割合が益々減少していくことが懸念される。

[産業構造及び中小企業者の実態について]

市商工会が令和 4 年度に実施した市内経済雇用動向調査の報告では、新型コロナウイルス感染症による時流や環境の変化に対応し、事業運営が好転している業種もあるが、依然としてマイナスの影響は大きく、全体の景況感は好転していない。また、経営上の課題として「原材料・仕入商品価格の上昇」や「諸経費の増加」「従業員の確保難」等の課題を抱える企業が多いという現状があり、このような状況を踏まえて、中小企業の生産性を抜本的に向上し、人手不足に対応した事業基盤の構築と後継者への事業承継を推進できる環境を整備する必要がある。

（2）目標

本計画の策定により市内中小企業の先端設備等の導入を促すことで、設備投資を通じた労働生産性の向上を図り、地域経済の活性化を目指すため、計画期間中に 20 社の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

（3）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針で定めるもの）が、年率 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本計画における対象設備は、多様な産業の設備投資を支援するため、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等のすべてとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

三田市内全域において、幅広く中小企業者の生産性向上の実現に向けた取り組みを促すため、本計画の対象区域は市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

三田市内の中小企業者による幅広い取り組みを促すため、市内で事業活動を行う全ての業種・事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年7月24日から令和7年3月31日までとする。

計画期間は原則として2年間であるところ、市全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの協調・連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 雇用の安定を確保するため、人員削減を目的とした先端設備等導入計画は認定の対象としない。
- ② 公序良俗に反する取り組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象とはしない。
- ③ 市税を滞納している者による先端設備等導入計画は、特段の事情がある場合を除き、認定の対象としない。
- ④ その他、先端設備等の導入の促進に際し、配慮が必要と認められる事項については、市長が別に定める。